

【刈羽村】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
	結婚・子育て	子育て	子育て支援センター	子育て中の親子の交流促進、子育てに関する相談・援助等を行います。	子育て支援センター（教育委員会）	0257-45-3933
	結婚・子育て	子育て	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭への訪問により、育児等に関する様々な相談に応じ、子育て支援に関する情報提供等を行います。	子育て支援センター（教育委員会）	0257-45-3933
◎	パンフレット等	-	「STYLE KARIWA」	刈羽村へのU・Iターンを検討される方向けのガイドブックです。村の紹介や、子育て情報、各種イベントなどを紹介しています。	産業政策課	0257-45-3913
◎	その他	-	移住支援金	一定の条件を満たして東京圏から移住した方に対し、移住支援金（単身：60万円、世帯：100万円）を支給します。（就業、テレワーク、関係人口、起業のいずれかの要件を満たす方）	産業政策課	0257-45-3913
	結婚・子育て	結婚	結婚新生活支援事業	婚姻届を提出し、婚姻後2年以上市内に居住する意志がある世帯に対して、住居・引越にかかる費用を補助します（婚姻届提出期間制限あり、所得制限あり：夫婦合計所得500万円未満）。 ■補助金額：夫婦ともに29歳以下の場合最大60万円、左記以外の場合は最大30万円	産業政策課	0257-45-3913